



# 第1回 住宅リフォーム助成事業

藤沢市では、地域経済の活性化と市民の居住環境の向上を図るため、市内施工業者による住宅リフォームを実施した市民に対し、その費用の一部を助成します。

## 概要

- 受付
  - ・期間 6月10日(月)～6月21日(金) ※土日を除く
  - ・時間 9:00～17:00 ※12:00～13:00は除く
  - ・場所 市役所第2庁舎3階 産業労働課
- 助成対象工事・助成金額
  - ・市内の施工業者(市内の住所で見積書及び領収書が発行できる業者に限る。)が行う工事
  - ・助成金の交付決定(平成25年7月中旬)後に着手するもので、平成25年10月31日までに工事が完了するものに限る。
  - ・10万円(消費税を除く。)以上の助成対象工事に、一律5万円を助成(本事業の助成は、同一の住宅について1回限り)
- 助成対象者(次のいずれにも該当する方)
  - ・市内に住民登録がある方
  - ・リフォームする住宅の所有者で、かつ、当該住宅に居住している方
  - ・市税の滞納がない方
  - ・本市の住宅に係る助成を本年度に受けていない方
- 助成対象住宅
  - 市民が市内に所有する次の住宅
  - ・戸建住宅
  - ・マンション等の集合住宅の自己専有部分
  - ・店舗等との併用住宅の住宅部分
- 助成件数
  - 150件(申込みが150件を超えた場合は、抽選)

## 申請の流れ

### ～ 申請する方の手続き ～

申請書類を産業労働課へご提出ください。

#### 助成金申請に必要な書類(申請書類)

- ①助成金応募兼交付申請書  
(申請書は必ず本人が記入してください。)
- ②住宅リフォーム見積書の写し  
(助成対象リフォーム工事と対象外の工事を分けたもので、施工業者の名称、所在地、電話番号の記載及び捺印のあるものに限る。)



申請件数が150件を超えた場合は、抽選を行います。  
 ※ その結果については、申請された皆様に通知します。  
 ※ 助成の対象者には交付決定通知書が届きます。

#### ～事務担当～

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1  
 藤沢市 経済部 産業労働課 工業・新産業担当  
 Tel.0466-50-3530 (直通)

~~~~~ (参考) ~~~~~  
 「第2回 住宅リフォーム助成事業」の受付期間は、平成25年11月11日(月)～11月22日(金)の予定です。  
 ~~~~~

### ～ 交付決定を受けた方の手続き ～

交付決定通知書の内容を確認してから、リフォーム工事を始めてください。



工事を変更・中止する場合は、変更・中止届出書を提出してください。



工事完了後すみやかに、実績報告書類を産業労働課に提出してください。

#### 完了報告に必要な書類(実績報告書類)

- ①助成金交付実績報告書
- ②助成金交付請求書(振込先口座の確認のため、預金通帳のコピーを添付してください。)
- ③住宅リフォーム費用の領収書と請求明細書の写し(施工業者の名称、所在地、電話番号の記載及び捺印のあるものに限る。)
- ④施工前及び施工後のリフォーム部分のカラー写真(撮影の日付入りのもの)



実績報告書類の審査を行い、必要に応じて現場を確認します。



助成金(5万円)を指定された口座に振り込みます。